

納税者権利憲章の 制定を

全国青年税理士連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401

Tel.03(3354)4162 Fax.03(3354)4095

<http://www.aozei.com>

1. 納税者権利憲章とは

税務行政における適正手続等、国が納税者の権利を保障することを宣言した権利の憲章です。

2. 納税者権利憲章はなぜ必要か

(1) 税務調査の問題点

- ①平成23年に国税通則法の一部が改正され、国税の調査に関する規定(第7章の2)が新設されました。また、法令で定めていない事項について、「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)」及び「税務調査手続に関するFAQ(納税者向け)及び(税理士向け)」が定められました。主な内容は以下の通りです。

- ・税務調査は社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行う。
- ・原則として納税者に対し事前通知を行う。
- ・税務調査の終了の際、申告内容に誤りがなく、「更正・決定等をすべきと認められない旨の通知」を行う。
- ・税務調査の終了の際、申告内容に誤りがあると認められた場合、「調査結果の説明」「修正申告の勧奨等」を行う。

- ②しかし、以下のような問題点があり、今後も納税者と税務当局間におけるトラブルとなることが予想されます。

- ・申告内容、過去の調査結果、事業内容によっては事前通知をしない場合があり、その事前通知を行わないこととした理由は説明されない。
- ・取引先等に対して、いわゆる反面調査を行う場合がある。
- ・帳簿書類等の提示・提出の求めに対して、罰則が科される場合がある。
- ・提出物件の留置きの規定が設けられたが、その期間が明確にされていない。

③更なる国税通則法改正の必要性

- ・税務調査手続が法令上ある程度明確化されたものの、より具体的な箇所については、「FAQ」という即日変更可能な中途半端な形で示されている。
- ・税務調査手続について法令化されたものの、上記②の様な問題点が多々あり、更なる国税通則法の改正が必要である。

(2) OECDが訴える「納税者の権利保障の必要性」

OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構)は1990年に「納税者の権利と義務—OECD各国の法制調査」を公表しました。そこでは、納税者の権利保障について以下の主張があります。

①納税者の権利保障について

加盟国に納税者の権利保障を行う必要があることを警告しました。なぜならば、納税者の納税拒否が起ればたちまち国家財政は破綻をきたすからです。OECDは納税者を国家の大切なクライアント(client)と位置付け、税務当局によってしばしば侵害されるクライアントの基本的な人権について、法ないし行政の指針として確実に保護することを必要としています。

②望ましい税務行政と納税者の関係について

行政機関が、脱税及び租税回避を最小化するために、権利を行使することと納税者の権利を尊重しすべての納税者が公平に扱われる保障との間には潜在的な衝突が存在します。そこで、複雑な租税制度が効率的に作用するためには納税者の高い水準の協調が必要となります。このような協調は納税者らが租税制度を公平なものとして認め、納税者の基本権が明白に宣言され尊重されはじめて可能となります。

(3) 各国の状況

①外国の納税者権利憲章制定年

年次	国名	法律・公文書名
1975年	フランス	「税務調査における納税者憲章」制定
1977年	旧西ドイツ	「租税基本法」(納税者保護規定)改正
1985年	カナダ	「納税者権利宣言」採択
1986年	イギリス	「納税者憲章」制定
1988年	アメリカ	「納税者権利章典」制定(州ごとに制定)
1990年	インド	「納税者権利宣言」採択
1997年	韓国	「納税者権利憲章」制定
1997年	オーストラリア	「納税者憲章」制定
1998年	スペイン	「納税者権利憲章」制定
2000年	イタリア	「納税者権利法」制定

②整備内容の状況

内容	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
納税者権利憲章・保障法	×	○	○	× _(注1)	○	○
調査の事前通知	○	○	○	○	○	○
重複調査の禁止	×	○	×	×	○	○
調査終了の通知	○	○	○	○	○	○
オンブズマン制度 _(注2)	×	○	○	×	○	×

注1：ドイツでは租税基本法(租税手続法典)において納税者の権利に関する規定が制定されている。

注2：オンブズマン制度とは行政監察専門員制度で市民の側から政府の行政を監察する制度。

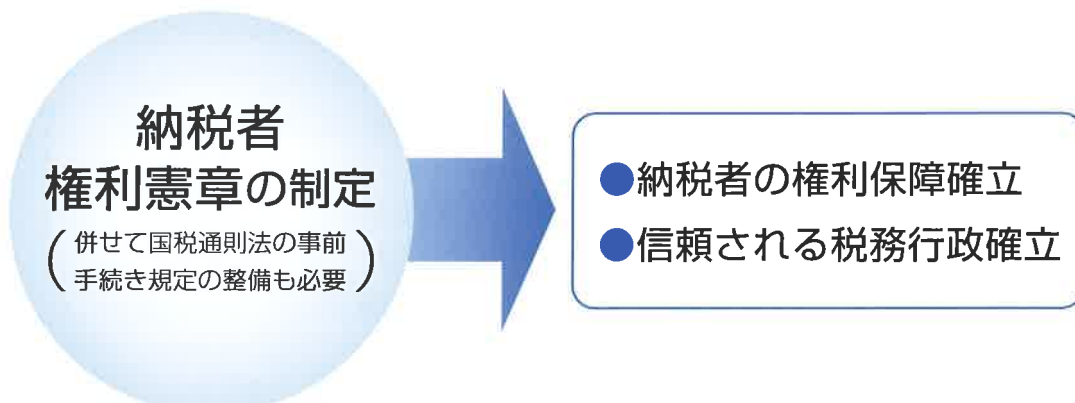
出典：東京税理士会・意見書(2005年2月)「国税通則法の改正で納税者権利の章典制定を」

「世界の納税者権利憲章」(中小商工業研究所)

今や納税者の権利保障の制度は多くの国家で整備され「常識」となりました。また、外国企業や外国人が日本に今後も多数進出してくることが予想されますが、日本の税務行政の遅れはその妨げになりかねません。国際的に信頼される「税制」の一つとして、税務行政手続の整備を早急に図るべきです。

3. 納税者権利憲章の制定で公平な税務行政を

納税者権利憲章制定と、日本の税務行政における手続き規定である「国税通則法」を更に改正することにより、対等な立場に立ったお互いに信用しあう税務行政が構築されます。



全国青年税理士連盟は、納税者の権利保障制度を確立するために、国税通則法第1条の目的条項を改正すべきと考える。税務行政は、税務行政の信頼を高め、かつ納税の公正性を確保して、国民の納税に関する義務の適正な遂行に資するため、自ら進んで国税通則法の更なる改正に取り組み、納税者権利憲章を制定し、これを宣言すべきである。その際には、次に述べるような納税者の基本的権利が定められなければならない。

青税版 納税者権利憲章

国民が納税に関して行った事務手続は、誠実に行なわれたものとしてこれを尊重する。また、税務行政の運営は、公正を旨とし、必要な情報を国民に提供することにより、税務行政の透明性を確保しなければならない。その上で、国民の意見、苦情等に自ら進んで対処し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。また、国民のプライバシー保護に十分に配慮しつつ、以上のような理念をもって国民に対応し、もって租税収入の適正な確保と公正性を保ち、かつ透明性を高め、国民の十分な理解を得て税務行政を運営しなければならない。また、これを税務行政に携わるすべての者に周知徹底させ、国民に対するサービスの向上に努めなければならない。

- 納税者は、税務行政から公正で丁寧かつ、配慮ある対応を受ける権利を有する。
- 納税者は、自らが行った税務申告について、具体的・確実な反証がない限り、真実性・誠実性は推定され、税務行政から誠実かつ適正なものとして尊重される権利を有する。
- 納税者は自己の税務情報に関し法律の定める目的以外にその情報を利用されない権利を有するとともに税務行政はその秘密を保持しなければならない。
- 納税者は、税・財政に関するすべての情報（内部通達を含む）の公開を求め、これを利用する権利、訂正させる権利を有する。
- 納税者は、税務調査に際し、事前通知と調査結果の通知を受ける権利を有し、その調査の必要性・範囲の開示その他適正な手続を受ける権利を有する。
- 納税者は、税務行政処分に対し、税務当局に不服を申し立てるか、直ちに訴訟を起す権利を有する。係争中、納税者は係争額を納付する義務を負わない。
- 納税者は、税務行政の対応について苦情がある場合には、税務行政から完全に独立した苦情処理機関に対して、苦情を申し立てる権利およびその改善を求める権利を有する。

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織された、国民のためのよりよい税理士制度、税務行政、税制を実現するために租税制度、その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うことを目的に活動している団体です。

このような目的を踏まえ、全国青年税理士連盟は、納税者権利憲章の制定における必要性を訴える目的でこのパンフレットを作成しました。一日も早く、このパンフレットに記載されている、諸外国と等しい納税者の権利保障制度の整備を願っています。